

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

## 工事設計書

事業年度	令和 7年度	設計年月	令和 年 月	予算科目	款項	目	節
工事場所	京都市上京区上小川町他地内						
路線名又は河川名等							
工事名	公園危険木更新他工事（小川公園他）						
工期	契約日の翌日から令和 8年 3月31日まで						
事業課(所)名	北部土木みどり事務所						
工事番号							
変更回数							
主工種	単価 使用年月 令和 年 月						
前払金支出	歩掛適用年月 令和 年 月						
	基準適用年月 令和 年 月						
	単価 地区						
	調整区分						

京都市 建設局

チェック欄

## 工事概要

工事箇所				箇所	2
伐採工	本	15	伐根工	本	15
高木植栽工	本	6	柵工	m	16

## 施工理由

本工事は、街区公園にある樹木を更新することにより、公園施設の安全な利用に寄与すると同時に、浸透碎石設置による公園内雨水の排水性向上を目的とするものである。また、施設の整備を行うことで、公園利用者の利便性を向上するものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工事費	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	
内訳	工事価格	前回	円	円	円
	消費税相当額	前回		円	
支給品費		前回	円	円	円
		今回		円	

京都市 建設局

京都市

## 積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価	使 用 年 月	2025年10月
歩 挂	適 用 年 月	2025年10月
基 準	適 用 年 月	2025年10月
単 価	地 区	2601: I 地区
調 整	区 分	本附帯工事
共通仮設費（率計上）		
主 た る 工 種	09:公園工事	
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（1）－3	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（1）－3	1.1
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
一般管理費		
前 払 金 支 出 割 合 に よ る 補 正	補正を行わない	1.00
財 団 法 人 等 に よ る 補 正	補正を行わない	1.00
契 約 保 証 に 係 る 補 正 率	金錢的保証	0.04%

## 見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費(諸雑費込)等の区分	備考
(小川公園)								
公園土工	残土処理工	残土等処分			m3	5,300	処分費	
公園施設等撤去・移設工	伐採工	支障木伐採 D	C=75cm以上100cm未満		本	29,900	施工費	園内運搬, 積込含む
公園施設等撤去・移設工	伐採工	支障木伐採 E	C=100cm以上125cm未満		本	45,180	施工費	園内運搬, 積込含む
公園施設等撤去・移設工	伐採工	支障木伐採 F	C=125cm以上150cm未満		本	73,760	施工費	園内運搬, 積込含む
公園施設等撤去・移設工	伐採工	支障木伐採 G	C=150cm以上175cm未満		本	91,590	施工費	園内運搬, 積込含む
公園施設等撤去・移設工	伐採工	支障木伐採 H	C=175cm以上200cm未満		本	130,000	施工費	園内運搬, 積込含む
公園施設等撤去・移設工	伐採工	支障木伐採 K	C=250cm以上275cm未満		本	361,300	施工費	園内運搬, 積込含む
公園施設等撤去・移設工	伐根工	根株撤去 C	C=75cm以上112cm未満		本	23,840	施工費	園内運搬, 積込, 根切り含む
公園施設等撤去・移設工	伐根工	根株撤去 D	C=112cm以上150cm未満		本	40,530	施工費	園内運搬, 積込, 根切り含む
公園施設等撤去・移設工	伐根工	根株撤去 E	C=150cm以上		本	82,220	施工費	園内運搬, 積込, 根切り含む
公園施設等撤去・移設工	運搬処理工	枝葉処分			t	12,000	処分費	
公園施設等撤去・移設工	運搬処理工	幹処分			t	1,000	処分費	
公園施設等撤去・移設工	運搬処理工	根処分			t	18,000	処分費	

# 設計内訳書（小川公園）

工事名	公園危険木更新他工事（小川公園他）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 基盤整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
基盤整備		式	1				
公園土工		式	1				
作業土工 (参考数量)		式	1				
床掘り	土質:土砂	m3	2				(概)
埋戻し	土質区分:土砂, 土質:砂質土	m3	1				(概)
残土処理工		式	1				
土砂等運搬	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	2				(概) 小規模
残土等処分		m3	2				
公園施設等撤去・移設工		式	1				
伐採工		式	1				
支障木伐採 D	C=75cm以上100cm未満	本	2				園内運搬, 積込含む
支障木伐採 E	C=100cm以上125cm未満	本	2				園内運搬, 積込含む
支障木伐採 F	C=125cm以上150cm未満	本	4				園内運搬, 積込含む

# 設計内訳書（小川公園）

工事名	公園危険木更新他工事（小川公園他）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 基盤整備		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
支障木伐採 G	C=150cm以上175cm未満	本		4				園内運搬、積込含む
支障木伐採 H	C=175cm以上200cm未満	本		2				園内運搬、積込含む
支障木伐採 K	C=250cm以上275cm未満	本		1				園内運搬、積込含む
伐根工		式		1				
根株撤去 C	C=75cm以上112cm未満	本		2				園内運搬、積込、根切り含む
根株撤去 D	C=112cm以上150cm未満	本		6				園内運搬、積込、根切り含む
根株撤去 E	C=150cm以上	本		7				園内運搬、積込、根切り含む
運搬処理工		式		1				
枝葉運搬	トラック2tによる公園外への運搬 (12.8km以下)	t		5				(概)
枝葉処分		t		5				
幹運搬	トラック2tによる公園外への運搬 (12.8km以下)	t		18				(概)
幹処分		t		18				
根運搬	トラック2tによる公園外への運搬 (12.8km以下)	t		4				(概)

# 設計内訳書（小川公園）

工事名	公園危険木更新他工事（小川公園他）					事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 基盤整備	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
根処分			t	4				
植栽工			式	1				
高木植栽工			式	1				
高木植栽(ヤマザクラ) 二脚鳥居支柱(添木無)	樹木の種類:ヤマザクラ、樹高(H):3.5m、幹周(C):0.15m,枝張(W):1.0m,支柱の種類:二脚鳥居支柱(みやこ桜木)		本	4				(概)
高木植栽(ハナミズキ赤) 二脚鳥居支柱(添木無)	樹木の種類:ハナミズキ赤、樹高(H):3.0m、幹周(C):0.15m,枝張(W):1.0m,支柱の種類:二脚鳥居支柱(みやこ桜木)		本	2				(概)
浸透碎石	単粒碎石4号(t=150)		箇所	6				(概) 透水シート、碎石投入 ,酸素管含む
土壤改良材	改良土(現場発生土:パーク堆肥:真珠岩系パーライト=6:2:2)		m3	1				(概) 材料費のみ
仮設工			式	1				
交通管理工			式	1				
交通誘導警備員	B		人日	25				
概略発注工			式	1				
概略発注工			式	1				
概略発注工			式	1				

## 設計内訳書（小川公園）

工事名	公園危険木更新他工事（小川公園他）					事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 基盤整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工 を除く直工の20.0%以内		式	1				(概)を参照	
直接工事費		式	1					
共通仮設		式	1					
共通仮設費（率計上）		式	1					
純工事費		式	1					
現場管理費		式	1					
工事原価		式	1					
一般管理費等		式	1					
工事価格		式	1					
消費税額及び地方消費税額		式	1					
工事費計		式	1					

# 設計内訳書（一条町公園）

工事名	公園危険木更新他工事（小川公園他）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
施設整備		式	1				
管理施設整備工		式	1				
柵工		式	1				
基礎ブロック, 鋼管基礎	基礎種別:基礎ブロック, 寸法:□300×600	基	9				(概) 基礎碎石含む
金網・支柱(立入防止柵)	支柱柵高:1.8m(曲忍付), 支柱間隔:2m	m	16				(概)
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	B	人日	3				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工 を除く直工の929.2%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				

# 設計内訳書（一条町公園）

工事名	公園危険木更新他工事（小川公園他）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

## 特記仕様書（個別工事編）

工事名 公園危険木更新他工事（小川公園他）

工事場所 京都市上京区上小川町他地内

### 1 一般事項

#### 第1条

本工事は、下記1の議決及び2の承認が得られた場合には、「契約の日の翌日から150日間」に工期を延長するものとする。

- 1 市会における繰越明許費の補正に係る議決
- 2 近畿財務局長の翌債承認

なお、1の議決又は2の承認が得られなかった場合には、工期を延長せず、出来高に応じて請負代金額を変更し、契約変更を行うものとする。

また、予定どおり延長した場合は、工期延期に伴う経費の増額変更の対象外とする。

#### 第2条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月京都市）及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和7年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>）

#### 第3条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通常の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の考慮項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、隨時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

#### 第4条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>)に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考查項目「創意工夫」において、加点対象となる。

#### 第5条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照 (<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>)

## 2 現場条件に関する事項

#### 第1条（施工時間）

施工時間は、昼間施工とする。ただし、関係機関や関係者との協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

#### 第2条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配 置 場 所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編 成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
小川公園	1名	交通誘導警備員 B 1名	昼 間	無
一条町公園	1名	交通誘導警備員 B 1名	昼 間	無

## 3 監督職員の確認に関する事項

#### 第1条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、

高さ) 及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料(納品書、納品伝票も可)を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品  
(「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外)

工種・種別等	細別	材料・資材・製品
柵工	基礎ブロック、鋼管基礎	フェンス用基礎ブロック
柵工	金網・支柱(立入防止柵)	ネットフェンス H=1.8m, 忍返し付

第2条(立会確認)

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項目	確認方法・目的等
工事箇所の境界確認	本工事箇所に隣接して第三者の所有する土地があることから、工事箇所の境界について、現地で監督職員と立会い、その位置や形状等を確認すること。
柵工の設置位置等の確認	柵工の設置箇所、基礎ブロックの設置位置及び高さについて、現地で監督職員と立会い、確認すること。

#### 4 建設副産物に関する事項

第1条(建設副産物の適正処理)

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」(最終改正平成23年4月1日)を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<一般廃棄物>

建設副産物	受入場所	備考
建設発生木材 (枝葉)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の 許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町45	設計運搬距離 L = 12.7 km

建設発生木材 (幹)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町45	設計運搬距離 L = 12.7 km
建設発生木材 (根)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町45	設計運搬距離 L = 12.7 km

## 2 建設発生土が発生する場合の対応（指定地処分）

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時までに監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設計変更の対象とする。

### <建設発生土>

建設副産物	受入場所	備考
建設発生土	(指定地処分) 株式会社山正 京都市左京区北白川地蔵谷町1-211	設計運搬距離 L = 5.1 km

本工事では土壌調査費等を計上していないが、建設発生土について、以下の事項のいずれかに該当する場合は土壌調査が必要となる。その場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 指定している受入場所がある地方公共団体の関係法令に基づく土地の埋立等の許可を得た事業者である場合
- (2) 本工事の土砂等の性状（色、臭い等）や廃棄物の混入等の状況が埋立基準に適合しないおそれがある場合
- (3) 上記の(1)(2)以外に土壌調査が必要となった場合

なお、土壌調査を実施することとなる場合は、建設発生土の搬出前に土壌調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壌分析結果証明書（計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

## 3 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物G I Sに掲載している他の施設の中から積算上の2番目以降の受入地（以下、「積算受入地」という。）を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物G I Sに掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地（以下、「提案受入地」という。）を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

#### 4 伐採樹木の根株等の控除

本工事では、伐採樹木の根株撤去を行う。

変更設計時に、根株等の重量を体積に換算し、残土処分量から控除するため、処分量を明記した証明書（受入確認書等）を監督職員に提出すること。

#### 第2条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

（1）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（最終改定令和7年6月1日）（以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

##### 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
①仮設 ②土工 ③基礎工(杭基礎等) ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他( )	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他( )	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

## 5 その他事項

### 第1条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の45日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の14日前までに提出すること。

### 第2条（情報共有システムの利用）

1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。

3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照  
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

### 第3条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

#### 1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

#### 2 実施内容

##### （1）「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、

受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

#### (2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

#### (3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

#### (4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考查項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

### 第4条（植栽工事における植替え）

1 植栽樹木等が工事完了引渡後1年以内に植栽した時の状態で枯死又は形姿不良（枯枝が樹冠部のおむね2／3以上となった場合又は通直な主幹を持つ樹木については、樹高の概ね1／3以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態になると想定されるものを含む。）となった場合には、受注者は当初植栽した樹木と同等又はそれ以上の規格のものに植え替えるものとし、樹木等の枯死又は形姿不良の判定は、甲乙立会のうえ行うものとする。ただし、暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地すべり・落盤・火災・騒乱・暴動等の天災により流出・折損・倒木した場合はこの限りでない。

植替え時期については、甲乙協議するものとする。

なお、本項は樹木等を支給するもの又は樹木等の発生品を使用する場合は適用しないものとする。

2 干害・風水害等に起因するものであっても立ち枯れの状態のものについては、前項を適用する。

3 植替えを行った樹木等が、工事完了引渡日から1年以内に再枯損した場合は、再度植え替えるものとする。

4 本工事における樹木等とは、次のものをいう。

ヤマザクラ、ハナミズキ（赤）

5 以下の細別を植栽割増の対象とする。

工種	種別	細別	備考
植栽工	高木植栽工	高木植栽（ヤマザクラ）	
植栽工	高木植栽工	高木植栽（ハナミズキ赤）	
植栽工	高木植栽工	土壤改良材	

### 第5条（写真管理）

本工事は、検査員の現地検査により完了の確認を行う。検査を補助するものとして、出来形と工事状

況（安全管理体制、工事黒板、出来形寸法等）が明確に分かる写真や資料を提出すること。作成要領は必携に準じるが、工事名、公園名、工種、樹種、ランク、年月日等を黒板に記入して撮影し、【別紙－1】のとおり写真整理すること。また、撮影数量等は【別紙－2】による。

#### 第6条（写真管理工事上の留意事項）

1 本工事においては、対象となる植物の特性や当該工事の目的及び、対象植物に及ぼす影響の強さ等を充分に理解し、生き物である植物に対して、細心の注意を払って実施すること。

##### 2 支障木伐採

支障木とは、樹木管理上または利用上、不必要あるいは危険な樹木をいう。支障木伐採は地上部の伐採処分までの工事であり、根株は利用者に危険のないよう処理すること。

##### 3 根株撤去

根株まで撤去する際には、必ず埋戻しまで行い、公園利用者に危険のないよう処理すること。

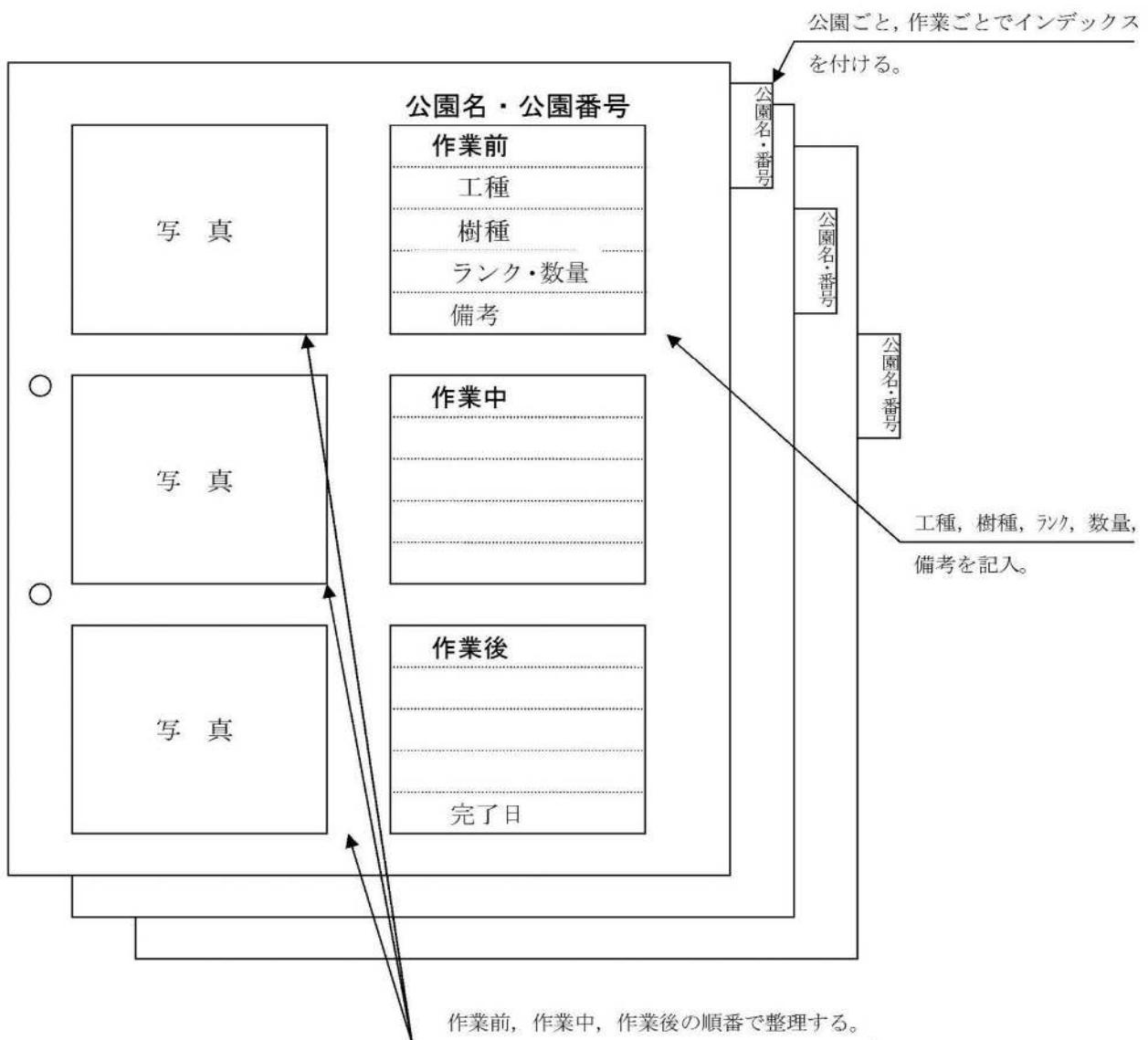
#### 第7条（その他の特記事項）

1. 受注者は、着工前または工事中に工事ビラ「○○工事のお知らせ」を監督職員の指示する範囲において配布すること。
2. 工事期間中においては、休工中も含めて連絡が取れる体制を構築すること。
3. 週間工程表（作業工程、立会、確認等の予定を記載）を作成し、前週末までに監督職員に提出すること。また、直近工事の実施状況（公園名、工種、樹種、ランク、数量）に関する報告書を提出すること。各工事樹木のランクは【別紙－3】に示すとおりとする。
4. 土日祝日の作業については、原則行わないものとする。ただし、やむをえず作業を行う場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。
5. 年末年始等の長期休暇の際は、連絡体制及び現場の点検体制を構築し、事前に監督職員に提出すること。
6. 地域住民および関係者等からの苦情・要望等に対しては、速やかに監督職員に報告し、その指示に従うこと。
7. 現場での工事期間中は、工事標示板、協力依頼板、工事範囲への立入防止措置等の安全施設を設置し、公園利用者の安全を確保すること。公園（子供が常時遊んでいる）という特異性を充分に留意して取り組むこと。
8. 剪定枝葉、幹、根、ゴミ等の処分は即日に行い、現場に仮置きしてはならない。
9. 植栽については、令和8年3月中に行うこと。
10. 施工時に隣接道路の規制が必要な場合は、所轄警察署へ道路使用許可の手続きを行なうこと。

（以上）

【別紙-1】

写真整理の仕方



- ①写真帳は工事用A4サイズの差込式で提出すること。
- ②写真帳には必ず表紙と背表紙をつけること。
- ③表紙と背表紙には年度（令和〇〇年度）・工事名・履行場所・業者名を書くこと。
- ④提出時にはなるべく1冊にして提出すること。
- ⑤作業写真は、公園ごとに整理すること。

【別紙-2】

## 写真撮影等仕様

支障木伐採	1公園ごと、作業回数ごとに、代表1箇所1組撮る。
根株撤去	1公園ごと、作業回数ごとに、代表1箇所1組撮る。
植栽	1公園ごと、作業回数ごとに、代表1箇所1組撮る。

※写真は作業前、作業中、作業後を1組とする。

※代表箇所は、園路沿いや、広場周辺等で、ランクの大きい樹木を主体に選定すること。

※作業樹木同士が近接している箇所の場合は、まとめて複数の樹木が入るよう工夫して撮影すること。

## 【別紙-3】

## ランク表

△	支障木伐採	根株撤去
	C:幹周	C:根元周
ランク	cm	cm
A	25未満	40未満
B	25以上50未満	40以上75未満
C	50以上75未満	75以上112未満
D	75以上100未満	112以上150未満
E	100以上125未満	150以上
F	125以上150未満	
G	150以上175未満	
H	175以上200未満	
I	200以上225未満	
J	225以上250未満	
K	250以上275未満	
L	275以上300未満	

# 箇 所 図

